

自動運転の実現に向けた 5.9GHz 帯の周波数変更のための
特定周波数変更対策業務の実施に係る指定周波数変更対策機関公募要領

本公募は、令和 8 年度予算成立後速やかに事業を開始できるようにするため、
予算成立前に行うものです。そのため、国会における予算審議の状況によって
は、今後、内容の変更があることをあらかじめ御承知おきください。

1 公募の概要

総務省では、「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」（令和5年度補正予算）を活用して、5.9GHz帯において自動運転支援のためのV2X^{*}通信システムを導入するための既存無線局の周波数変更を、東名阪地域を中心として順次進めているところ、5.9GHz帯に係る今後の全国的な周波数変更については、総務省において、電波法(昭和25年法律第131号)第71条の2に基づく特定周波数変更対策業務により実施することとしており、当該業務により周波数変更を実施するため、既存無線局に係る使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等の制度整備を実施しました。(令和8年1月30日に公布・施行。)

自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更のための特定周波数変更対策業務(以下「対策業務」という。)については、今後、電波法第71条の3に基づき「指定周波数変更対策機関」(以下「対策機関」という。)を指定し、当該機関に対して、総務省から当該業務に要する費用に相当する金額を交付する予定です。本件は、この対策機関について公募を行うものです。

※ V2X (Vehicle-to-Everything) : 車とインフラ、車と車など、車と様々なモノとの通信の総称。

2 今般実施する特定周波数変更対策業務

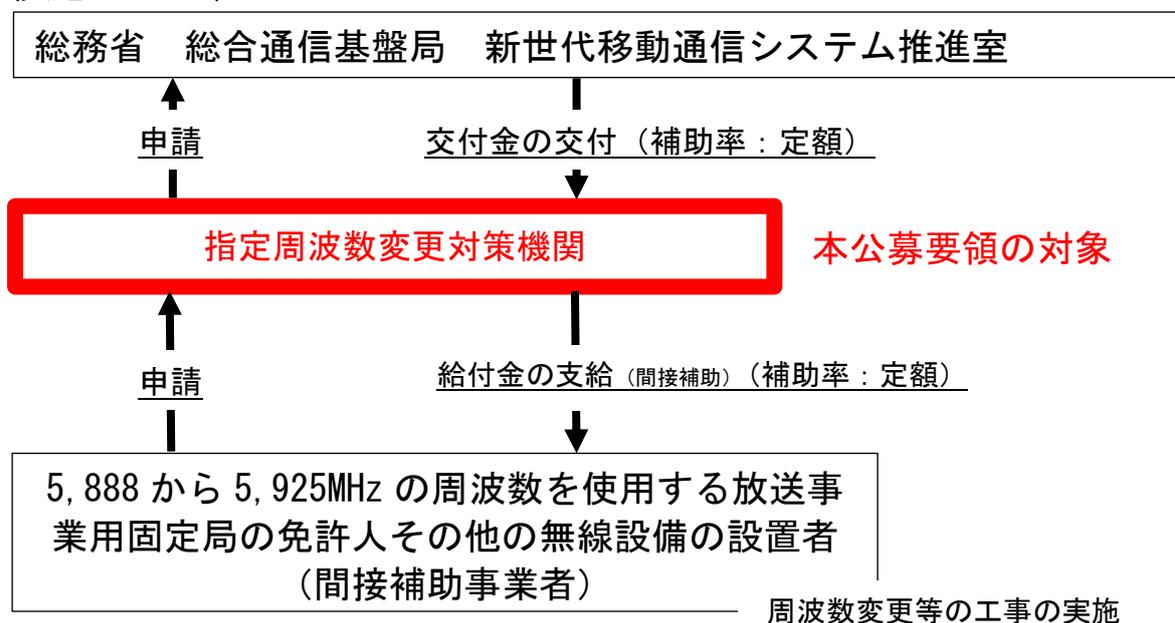
対策機関において、今般実施する対策業務(特定周波数対策交付金(以下「交付金」という。))の交付の対象となる事業)は以下の通りです。

- (1) 5,888 から 5,925MHz の周波数を使用する放送事業用固定局について、5,888 から 5,925MHz 以外の周波数への変更若しくは代替有線設備への変更をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該変更に係る無線設備の工事に要する費用に充てるための給付金を支給する業務
- (2) (1) に関する事項についての照会及び相談に応ずる業務
- (3) (1) に関する事項についての啓発活動を行う業務
- (4) (1) から (3) に掲げる業務のほか、(1) に掲げる業務を実施する上で必要な業務(指定周波数変更対策機関が交付対象事業を行うための一般管理運営業務を含む。)

また、交付金の交付については、財政法(昭和22年法律第34号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「補助金等交付規則」という。)及び特定周波数対策交付金交付要綱(平成23年2月23日 総情ダ第

13号。今後改定が行われる場合は改定後のものとし、以下「交付要綱」という。)の定めるところにより実施します。

(実施スキーム)



3 今後具体的な業務

対策機関として今後実施することになる具体的な業務は以下のとおりです。総務省と協議の上、給付金支給のための交付規程を定めるとともに、間接補助事業者の公募、申請受付、交付決定、額の確定、補助金交付等を実施します。

- (1) 交付規程の策定
- (2) 間接補助事業の公募
- (3) 間接補助事業の公募に関する評価会の開催
- (4) 間接補助事業の内示に係る業務
- (5) 間接補助事業の交付申請の受付及び提出書類の審査に係る業務
- (6) 総務省への交付申請
- (7) 間接補助事業の交付決定に係る業務 (交付決定通知書の発出)
- (8) 間接補助事業の進捗状況管理、相談等対応
- (9) 間接補助事業の事故報告及び変更承認に関する対応
- (10) 間接補助事業の補助金額の確定及び支払い
- (11) 総務省への実績報告業務
- (12) ホームページ等での本事業の公募に関する情報発信
- (13) 財産処分についての対応
- (14) その他対策業務を行うために必要な業務

4 交付対象経費の区分及び金額

交付対象経費は、本対策事業の遂行に直接必要な経費であり、以下のとおりとしますが、最終的な実施内容、交付申請額については、交付申請書等の提出にあたり改めて総務省と調整した上で決めていただきます。

(1) 助成事業費

2 (1) に要する経費。

間接補助事業者における具体的な費用としては以下を想定。

(1) 施設・設備費	ア 放送の送信に必要な次の施設・設備の設置又は改良に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機 (予備送受信機を含む。) (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備 (予備電源設備を含む。) (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 (ソ) 光回線等の代替伝送手段へ移行するために必要な経費 (タ) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費
(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。) イ 附帯工事費

(2) 事務費

助成事業費を除く、本事業の執行に必要な経費 (2 (2) から (4) までに掲げる業務に係る経費及び当該業務に係る経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額)。

具体的な費用としては以下を想定。

(1) 人件費	本事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
(2) 旅費	本事業を行うために必要な国内出張に係る経費
(3) 会議費	本事業を行うために必要な会議等に要する経費
(4) 備品費	本事業を行うために必要な物品 (本事業のみで使用されることが確認できるものに限る。) の購入・製造に必要な経費
(5) 消耗品費	本事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの (本事業のみで使用されることが確認できるものに限る。) の購入に要する経費

(6) 補助員人件費	本事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
(7) システム費	本事業で使用するシステム等の構築・運営に関する経費
(8) 広報費	本事業の公募・採択を周知するホームページの運営に関する経費
(9) その他諸経費	本事業を行うために必要な経費であって、上記の区分に属さないもの。ただし、本事業のために使用されることが特定・確認できるものに限る。

なお、令和8年度予算案における予算額は以下のとおり。

令和8年度～令和11年度国庫債務負担行為

総額	8,000,000千円
令和8年度	380,000千円

5 スケジュール (想定)

対策機関の公募	令和8年2月2日～2月24日
電波監理審議会における 指定に係る答申	令和8年3月頃
対策機関の指定	令和8年4月頃
対策機関における業務規程並びに 事業計画及び収支予算の策定 (※1)	指定後速やかに
交付申請書の提出・交付決定 (※2)	令和8年4月以降
交付規程等の策定 (※1)	交付決定後速やかに
間接補助事業者の申請受付	令和8年4月以降

※1 総務省の承認を受ける必要があります。

※2 交付決定は令和8年度予算の成立後に実施します。

6 申請手続について

(1) 申請期間

令和8年2月2日(月)から同年2月24日(火)12:00(必着)まで

(2) 申請書類

ア 公募申請書

イ 定款の謄本及び登記事項証明書

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

- エ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で特定周波数変更対策業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- オ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- カ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 特定周波数変更対策業務を行おうとする事務所ごとの当該特定周波数変更対策業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した事項
- ケ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- コ 特定周波数変更対策業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- サ その他参考となる事項を記載した書類

(3) 申請方法

Eメール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により、申請書類の電子データを提出してください。

(4) 提出先と問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室

電話：03-5253-5896

Eメール：nextgen_itsradio@ml.soumu.go.jp

7 欠格事項

電波法第 71 条の 3 第 11 項の規定により準用する第 46 条第 4 項の規定に基づき、以下に該当する場合は、対策機関の指定を受けることはできません。

- ア 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。
- ウ 第 71 条の 3 第 11 項において準用する第 39 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- エ その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - ① 上記イに該当する者
 - ② 電波法第 47 条の 2 第 3 項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

8 審査

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の電波法第 71 条の 3 第 11 項の規定により準用する第 39 条の 2 第 4 項第 1 号から第 3 号の規定に基づき総合的な評価を行います。

- ア 職員、設備、特定周波数変更対策業務の実施の方法その他の事項についての特定周波数変更対策業務の実施に関する計画が特定周波数変更対策業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- イ 前号の特定周波数変更対策業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。
- ウ 特定周波数変更対策業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって特定周波数変更対策業務が不公正になるおそれがないこと。

2 者以上の応募があった場合は、以下の観点も含めた相対的な評価を行い、上位 1 者のみを指定します。

- ア 本事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか。
- イ 本事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ウ 本事業の遂行に当たって、その効果を高めるための創意工夫がなされているか。

9 その他

交付決定日以前に発生した経費は補助対象になりません。

10 参考資料等

- (1) 公募申請書 様式
- (2) 特定周波数対策交付金交付要綱